



129号

平成26年1月15日

# 全国間税会総連合会 全間連会報

発行者  
全国簡税会総連合会  
会長 大谷信義  
事務局  
〒105-0003 東京都港区  
西新橋3-23-6 白川ビル3F  
TEL 03(3437)0201  
FAX 03(3437)0301  
URL <http://www.kanzeikai.jp>  
E-mail [info@kanzeikai.jp](mailto:info@kanzeikai.jp)



## 第40回通常総会・創立40周年記念式典

主要目次



# 新年の御挨拶を申し上げます

国税庁長官 稲垣光隆



平成26年の年頭に当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

国税庁におきましては、番号制度の導入や消費税率の引上げ、国税通則法の改正などの大きな制度改正に適切に対応していくとともに、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を、着実に果たしていきたいと考えております。

年も改まり、間もなく平成25年分の所得税・消費税の確定申告の時期を迎えます。東日本大震災の発生から3年目の確定申告になりますが、被災された方が現在も全国各地に避難されており、多数来署されることが見込まれます。引き続き、被災された方をはじめ納税者の皆様の立場に立って、親切・丁寧な対応を行ってまいります。

国税庁では、e-TaxなどICTを活用し、納税者にとって利便性の高い申告・納付手段の充実など、納税者サービスの向上に努めています。第一に、e-Taxについては、納税者の皆様のご意見・ご要望も踏まえ、e-Taxの受付時間の延長など、更なる利便性向上に取り組んだほか、e-Tax還付申告についてインセンティブ措置の見直しを行いました。本年も、引き続き、e-Taxの一層の普及及び定着に向けた取組を積極的に進めてまいりますので、ご理解とご協力ををお願いします。

第二に、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って入力すると、計算誤りのない確定申告書が作成できるようになっております。是非とも「確定申告書等作成コーナー」を利用し、早めの申告と納税をお願いいたします。

なお、平成25年分の確定申告から、所得税と併せて復興特別所得税の申告・納付が必要となります。所得税及び復興特別所得税の申告書には、復興特別所得税に関する事項を併せて記載することになりますのでよろしくお願いいたします。

また、適正・公平な調査・徵収の実現に、引き続き努めてまいります。

税務調査等については、社会・経済状況の変化に的確に対応し、富裕層、無申告、国際化事案及び消費税の適正課税の確保等に重点的に取り組むほか、書面でのお尋ねによる申告の自主的見直しの呼びかけなど、実地調査以外の多様なコンプライアンス確保手段も活用し、効果的・効率的な事務運営を推進してまいります。

国際的な脱税や租税回避行為には、租税条約等に基づく情報交換を活用するなど、その防止のために的確に対応する必要があります。昨年10月に韓国で開催されたアジア税務長官会合においても、加盟国・地域の税務長官は、脱税や租税回避に対処していくためには緊密な連携を図ることが重要であることから、一層の協力を図っていくことに合意しました。これらを踏まえ、引き続き、各国の税務当局との情報交換の積極的な実施に取り組んでまいります。

また、我が国では、本年から国外財産調書の提出が開始されます。本調書や各国の税務当局との情報交換により得られた情報などを活用することによって、国外財産に係る課税の一層の適正化に努めてまいります。

大企業の税務コンプライアンスの維持・向上を図るために、説明会や調査の機会を通じて、税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組を推進しているところです。本年度においては、調査間隔を延長することとした法人から提出を受けた税務リスクの高い取引について、その適否の判断を目標期間内に行うとともに、調査間隔を延長することが相当である法人を的確に判定してまいります。

昨年1月から施行された改正国税通則法については、調査手続の透明性及び納税者の予見可能性を高めるなどの法改正の趣旨を十分踏まえ、法定化された税務調査手続等の適正かつ円滑な実施に努めています。

また、本年1月から、記帳・帳簿等保存制度の対象者が全ての個人事業者等に拡大されたことから、白色申告の方の記帳等の定着に向けて、引き続き制度の周知や記帳指導に取り組んでまいります。

滞納については、適正・公平な徵収の実現という観点から、関係部局が連携して滞納の未然防止に積極的に取り組むとともに、納税者個々の実情をよく踏まえながら、法令等の規定に基づき、滞納の整理促進に努めます。

酒税行政については、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、免許制度等を適正に運用しつつ、酒税の適正な賦課に加え、酒類の安全性の確保等のため適切な指導を行うなど、引き続き、酒類を取り巻く環境の変化に対応した行政を推進してまいります。また、政府を挙げて取り組んでいる日本産酒類の輸出環境整備のため、関係府省等や地方自治体との連携に引き続き積極的に取り組んでまいります。

最後に、制度改正への対応について申し上げます。

社会保障・税番号制度については、昨年5月に番号関連4法が公布されており、国税庁は共通番号の利用機関とともに、法人番号の付番機関になります。国税庁においては、番号関連のシステム整備等を的確に進め、番号を効果的に利活用することにより、納税者の利便性の向上とともに適正・公平な課税の実現が図られるよう、適切に対応してまいります。

消費税率の引上げ等について、国税庁としては、事業者の皆様が消費税の仕組みや消費税法の改正内容を十分に理解して自ら適正な申告・納付が行えるよう、関係省庁や関係民間団体等との連携・協調を密にしながら、広報・相談・指導に取り組んでまいります。

また、消費税転嫁対策特別措置法に盛り込まれた総額表示義務の特例や転嫁拒否等に関する相談についても、関係省庁と連携して適切に対応するとともに、酒類業の所管官庁として、円滑かつ適正な転嫁の確保のために万全の対応を行ってまいります。

以上、年頭に当たり、税務行政の運営に関する考えを述べましたが、引き続き、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第です。

新しい年、平成26年が、皆様とご家族にとって幸せの多い年でありますよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

# 新年のご挨拶



全国間税会総連合会会長 大谷 信義



平成26年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様方には、旧年中、当連合会の運営につきまして、格別のご尽力を賜り、ありがとうございました。

また、国税ご当局の皆様には、当連合会に対しまして、深いご理解と多大なご支援を賜り、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

昨年は、海外のみならず国内においても、過去に経験したことのない豪雨・台風・竜巻により、多くの方々が被災されました。亡くなられた方々に心から哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた方々に対してお見舞いを申し上げます。

また、安倍内閣では、長引くデフレ脱却と経済再生に向けて、いわゆる“アベノミクス”と言われる経済政策を強力に推進するとともに、消費税率の引上げに伴う景気対策や、持続的な経済成長につなげるための経済政策パッケージを果敢に実行した上で、本年4月から消費税率を5%から8%へ引き上げることを決定されました。

最近の経済指標を見ますと減速感があるものの、概ね良好な数値が示されておりますが、国民からは未だ景気回復の実感がないという声が多く聞かれます。今後、企業収益の拡大が賃金の上昇や雇用の拡大につながり、消費の拡大や投資の増加が更なる企業収益の拡大に結び付く「経済の好循環」が実現されるよう、より積極的な施策を期待しております。

そのような中、間税会に関わりの深い消費税につきましては、本年4月から税率が8%に引き上げられ、来年10月から10%に引き上げられることが予定されております。予定どおり税率が引き上げられますと、国税収入に占める消費税収の割合は、益々、高まり、最も大きな税収をもたらす「基幹税」となります。

間税会は、「消費税を中心とした間接税の納税者」で組織する税務関係民間団体であり、その基本理念は、円滑な税務運営に協力することあります。したがって、消費税率の引上げに伴い、間税会の役割は、益々、高まつ

てくるとともに、間税会の活動の重要性も、強く求められてくるものと考えられます。

そして、これらの活動を力強く推進していくためには、何よりも間税会の組織を拡大強化し、間税会の存在感を高め、発言力を強めていくことが肝要であります。

このような背景を念頭に置きながら、本年の事業活動としましては、4月からの消費税率の引上げが、国民の皆様に十分に理解され、円滑な運営が行われますよう、改正内容などの啓発活動や広報活動に積極的に取り組んで参りたいと考えております。

また、消費税率の引上げに伴い滞納の増加も懸念されることから、消費税の納税資金の備蓄運動や個人の課税事業者に対する振替納税の奨奵、さらにはe-Taxを利用したダイレクト納付の推進など、消費税完納運動をより一層推進して参りたいと考えております。

さらに、広く国民の皆様に消費税の現状などを理解していただくための「世界の消費税」図柄刷込みクリアーファイルの配布、「税の標語」の募集と活用、インターネットによる情報発信などの広報活動や租税教育活動に幅広く取り組んでいくほか、国税当局が最重点課題とされている、いわゆるe-Taxの利用促進にも積極的に対処して参りたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

そして、これらの事業活動を活発に展開することによって、会員増強などによる組織拡大や財政基盤の強化等に結び付けていきたいと考えておりますので、会員の皆様のご理解とご尽力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、会員の皆様方のご健勝、ご繁栄、各局間連及び傘下間税会並びに業種団体の益々のご発展を祈念しております。

また、国税ご当局の皆様のご健勝、ご活躍をお祈りいたしますとともに、当連合会及び傘下団体の運営につきまして、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

# 全間連創立40周年記念式典等の開催

全間連は昭和48年（1973年）4月に創立されて以来、平成25年（2013年）で40周年を迎えました。

この創立40周年を記念して、昨年9月19日（木）に、東京・丸の内の東京会館において、多くのご来賓の参列の下に、会員約750人が出席して創立40周年記念式典が挙行されました。

記念式典においては、大谷信義会長の式辞の後、全間連の円滑な運営・発展に功労のあった145名の方々が、大谷会長から表彰されました。

表彰終了後、ご来賓を代表して、国税庁長官の稻垣光隆様からご祝辞をいただきました。



稻垣長官



山田 洋次 様

記念式典後、映画監督の山田洋次様から「寅さんと私」の演題で記念講演が行われました。

記念講演終了後、創立40周年記念祝賀会が開催されました。

設営を担当した地元・東京局間連の片岡会長の歓迎の挨拶で開始し、大谷会長の挨拶後、財務副大臣の小渕優子様及び一般財団法人大蔵財務協会理事長の石坂匡身様からご来賓の祝辞をいただきました。



小渕副大臣



甲にしき様

元宝塚スターの小川甲子（甲にしき）様の乾杯のご発声で祝宴に入りました。



高橋 元太郎様

アトラクションは、高橋元太郎様の歌とバンド演奏で場内は多いに盛り上りました。



会旗の引継ぎ

全国間税会総連合会第41回通常総会 福岡大会  
平成26年9月26日（金）ホテルニューオータニ福岡

## 新年おめでとうございます

本年の全間連通常総会は、福岡局間連の担当で福岡に於いて開催いたします。  
是非とも全国から多数の皆様にご参加いただきますようお願い申し上げます。  
“サプライズ福岡”にご期待ください！

平成26年元旦

福岡国税局間連税会連合会 会長 中川原潔  
他役員一同

# 第40回通常総会

東京・丸の内

全間連第40回通常総会は、昨年9月19日（木）午後1時40分から、東京局間連（片岡直公会長）担当により、東京・丸の内 東京会館において、創立40周年記念式典に先立って会員約750名出席の下に開催されました。

総会は、江川専務理事の司会の下に、中島副会長（北陸）の開会宣言、片岡副会長（東京）の開会の辞で始まり、大谷会長の挨拶のあと、議長団に関亦（関東信越）、高橋（北海道）、安藤（東海）各副会長を選出し、議事録署名人に西村常任理事（東京）、大沢常任理事（関東信越）を選出して議事に入りました。

## 第1号議案

平成24年度事業報告の承認を求める件

提案説明 白子会務運営委員長

## 第2号議案

平成24年度決算報告の承認を求める件

提案説明 渡邊総務委員長

## 第3号議案

平成25年度事業計画（案）の承認を求める件

提案説明 白子会務運営委員長

## 第4号議案

平成25年度収支予算（案）の承認を求める件

提案説明 渡邊総務委員長

## 第5号議案

規約改正の件

提案説明 白子会務運営委員長

## 第6号議案

役員改選の件

提案説明 白子会務運営委員長

が提案され、審議の結果、いずれも満場一致で原案どおり承認されました。

議事終了後、組織増強功労者及び「税の標語」募集推進功労者が表彰された。

続いて、岡田則之国税庁課税部長の来賓挨拶があり、中川原副会長（福岡）の閉会の辞をもって、午後2時50分に終了しました。

## 「税の標語」

## 募集推進功労者表彰

## ◆◆組織増強功労者表彰◆◆

組織増強功労者の表彰基準は、毎年4月1日現在で、①過去1年間に50名以上の会員増（純増）を実現した間税会及び、②過去1年間に30%以上の会員増（30名以上の純増を実現した間税会に限る）を実現した間税会とされています。

この基準に該当し表彰された間税会は、次のとおりです。

(東京) 武藏野間税会殿	(広島) 竹原間税会殿
(関東信越) 大宮間税会殿	府中間税会殿
竜ヶ崎間税会殿	鳥取間税会殿
上田間税会殿	(四国) 伊予西条間税会殿
三条間税会殿	(福岡) 小倉間税会殿
(東海) 名古屋中間税会殿	甘木朝倉間税会殿
(北陸) 富山間税会殿	(沖縄) 沖縄中部間税会殿

平成23年度の募集から、新規に創設した制度で、①募集数の多い間税会上位5会と、②募集数を大幅に伸ばした間税会上位5会とされています。

なお、①の表彰と②の表彰はダブらないこととし、また、①の表彰は1回限りです。

### <募集数の多い間税会>

(東京) 東村山間税会殿

### <增加数の多い間税会>

(関東信越) 秩父間税会殿

甲府間税会殿

(東海) 岐阜南間税会殿

(東海) 静岡間税会殿

(南九州) 白杵間税会殿

桑名間税会殿

(沖縄) 那覇間税会殿

松阪間税会殿

北那覇間税会殿

## 第35回 青年部通常総会

## 第32回 女性部通常総会

開催される

第35回青年部通常総会及び第32回女性部通常総会は、昨年9月19日（木）東京・丸の内 東京会館において、それぞれ午後1時から開催され、提出議案は全て承認されました。

## 消費税中央セミナー開催

第24回消費税中央セミナーは、昨年11月20日（水）東京・千代田区 弘済会館において、公共法人・公益法人の実務担当者約90名を対象に、国税庁課税部消費税室池永消費税第一係長を講師に迎え、公共法人等の実務研修が実施されました。

# 新 役 員 名 簿

平成25年9月19日改選

役職	所 属	氏 名	役職	所 属	氏 名	役職	所 属	氏 名
会長	全 間 連	大谷 信義	常務理事	広報副委員長	山田 信善	常任理事	北 広	陸 島
副会長	東 京 信 越	片岡 直公	"	税制委員長	鈴木 泰生	"	"	久保 弘睦
"	関 東 信 越	関亦 数斗	"	税制副委員長	大沢 守	"	"	浅野 益弘
"	大 北 海	鈴木 吉宣	常任理事	東	西村 祐一	"	四	唐下 善次郎
"	仙 台 道	高橋 則行	"	"	根本 弘三	"	福	石川 豊
"	東 海	佐藤 實	"	"	金子 昌男	"	"	佐伯 要
"	北 仙 台	安藤 重良	"	"	河西 陽子	"	"	佃 充生
"	東 海	中島 秀雄	"	"	新井 敏二郎	"	"	竹崎 敏夫
"	北 仙 台	蔵田 和樹	"	"	伊藤 賢二	"	"	深町 宏子
"	東 海	中端 正美	"	"	金丸 康信	"	"	市丸 徹
"	北 仙 台	中川原 潔	"	"	河村 守康	"	"	下平 明美
"	南 九 州	青木 祐心	"	"	大藏 満彦	"	"	本島 直幸
"	沖 縄	名幸 謙子	"	"	阿部 英行	"	"	牧 稔房
"	業 種	椿 貴喜	"	"	柳 也主男	"	"	迫田 義昭
"	会長特命担当 (税制担当)	小島 達徳	関 東 信 越	"	森 裕	"	"	木村 繁弘
"	会長特命担当 (総務・広報担当)	鈴木 豊久	"	"	吉村 義憲	"	"	當山 政順
"	会長特命担当 (財務担当)	佐々木代治	"	"	名古谷 誠	"	"	普天間 初子
"	会長特命担当 (会務運営担当)	黄瀬 稔	"	"	崎山 興紀	"	"	岩崎 敏久
"	会長特命担当 (会務運営担当)	白川よし子	"	"	昼間 孝一	"	"	藤澤 德子
専務理事	-	吉田 一宗	大 北 海 道	阪 道	田辺 實	"	"	清水 洋子
常務理事	総務委員長	渡邊 力	"	"	松平 緑	"	"	眞武 研二
"	総務副委員長	山井 照光	仙 台	"	星野 哲也	"	"	三田由里子
"	財務委員長	關口 雅章	"	"	小暮 進勇	"	"	西村 和義
"	財務副委員長	佐藤 國一	東 海	阪 道	末澤 正大	"	"	亀山 実
"	会務運営委員長	白子 英男	"	"	戸澤 亨	"	"	阿部 英行
"	会務運営副委員長	吉川 章隆	"	"	奈須川 弘志	"	"	柳 也主男
"	広報委員長	加藤 憲一	"	"	鈴木 吉徳	"	"	長岡 正明
			"	"	竹谷 祐助	"	"	栗原 正雄
			"	"	清水 順二	"	"	荻山 猛彦
			"	"	竹腰 兼寿	"	"	江川 治美
			"	"	海野 誠治郎	"	"	
			"	"	小林 紀男	"	"	
						監 事	東 関 東 信 越	
						"	"	
						相談役	-	

## 平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、平成26年1月からは、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税の申告の必要がない方を含みます。)について必要となりました。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) に掲載されていますので、ご覧ください。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

## 税務署の閉庁日における確定申告の相談等の実施

税務署は、土曜日及び日曜日は閉庁されていて業務を行いませんが、平成25年度分の確定申告期間中は、平日(月～金)以外でも、2月23日と3月2日の日曜日に限り確定申告書用紙の配布、申告相談及び確定申告書の收受及び納付相談が行われています。

税務署によっては、合同会場(対象署の納税者の申告

相談及び確定申告書の收受が行われます。)又は広域センター(対象署並びに対象署以外の署の納税者の申告相談及び確定申告書の仮収受が行われます。)を設置して行うところがありますので、詳しくは所轄の税務署に確認してください。

## 平成25年叙勲受章者及び平成25年度納税功勞表彰受彰者名簿

平成25年春叙勳  
旭日小綬章

旭日双光章

平成25年秋叙勲  
旭日小綬章

旭日从九草

## 平成25年度納稅功勞表彰 財務大臣表彰

安迫	藤田	重義	良昭	様様
崎 嶋	山	興	紀	様
新	井	敏二郎		様
中林	端	正史	美郎	様
丸竹佐佐	功勞表彰		雄夫夫一久郎	雄潔
川尾岡	島林藤藤喜	信克	一	雄潔
中	上林原川	悦國	眞秀	雄潔

国税庁長官表彰

岡澤西塚林谷田野岡上	本塚木條川山込田原瀬	行夫惠実仁武美巨久晃 津
片中大飯小新前北土井原牧	杉大鈴東六小中武柳佐	寛繁美 勝正清全義
岡洋之一雄郎子郎和志人房	直 晴信靖龍朝憲正修武稔	公洋之一雄郎子郎和志人房
一 太		直 晴信靖龍朝憲正修武稔

(関東信越)

幌 古 沢 島 松 岡 本

## 全間連創立40周年記念功労者名簿

(東京国税局正智晴俊憲昌康佳守正克敬千孝為洋よ英泰雅和克福祐利遼徳秀公由里  
島澤西桐藤子丸谷村原泉林藤田摩水川子木口 林本村原重澤本川田  
飯大大片加金金狩河栗小小近齋志清白白鈴關平竹塚西萩羽藤藤前三人

(大阪國税局間税協力会連合会)	光朗 隆憲 照裕 章義	井田 川村 藤上 澤内	山山 吉吉	様様様様 樣樣樣樣
(北海道税会連合会)	藤谷 橋澤 濱川 田尾 佐新 高戸 永奈 依鷺	間税悦龍則 芳弘忠和	夫郎行亨久志敏德 一喜平子昭	樣樣樣樣樣樣 樣樣樣樣樣樣
(仙台國税局間税勘智會連合会)	阿伊 大小片菅高富西林 保 須	税局勘智義岩茂年臣政公晶 藤卷内寄野久山宮	郎仁裕吉郷央一喜平子昭 智義岩茂年臣政公晶	樣樣樣樣樣樣 樣樣樣樣樣樣

# 新局連会長の就任挨拶

大阪国税局間税協力会連合会

会長 鈴木吉宣



この度、大阪間連の会長に就任しました鈴木吉宣でございます。

永年務めてこられました川上前会長の後を受けて、平成25年10月に大阪で開催されました第38回通常総会において選任されました。

大阪間連では、大阪国税局のご協力を得て、講演会やセミナー、研究会の開催などを通じて、税についての啓発活動に取り組んでおります。

消費税率の引上げについては、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、経済状況等を総合的に勘案した上で判断することになっておりましたが、いよいよ来年4月から8%へ引き上げられることが決定いたしました。

また、消費税率引上げに伴い、アベノミクスの景気刺

仙台国税局間税会連合会

会長 佐藤 實



この度、仙台局間連の会長に就任しました佐藤實です。職業は、盛岡市で、メガネ・コンタクトレンズ・補聴器の小売店を経営しております。本郷前会長の後を受けて、平成25年6月開催の仙台局間連第40回通常総会において、会長に選任されました。

私の間税会での経歴は、平成3年6月から平成24年5月まで盛岡間税会会长を、また平成4年5月からは岩手県間税会会长を務め、現在に至っております。同時に、平成4年5月から仙台局間連副会長を平成25年6月まで務めておりました。

仙台局間連は東北6県間連の上部団体として、現在、会員約3,700名で構成されておりますが、平成23年3月11

地域社会と会員相互の発展に努力

広島国税局間税会連合会

会長 蔵田和樹



このたび高橋正会長の後を受けて、第40回通常総会において会長に就任致しました蔵田和樹と申します。

高橋会長におかれましては、卓越した指導力を持ち、この会の発展に大きく貢献されました。その後任として会長に就任し、身が引き締まる思いです。

会員並びに役員、全国間税会総連合会会員各位の方々のお力をお借りしながら、会長としての重責を全うして行く所存ですので、何卒ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、広島局間連は、7つの業種別部会と中国5県の

激策として、さまざまな税制改正が検討されており、税制の動向につきましては、会員の皆様方におかれまして非常に関心の高い政策となっております。

消費税率に関しては、平成元年の消費税導入時、平成9年の5%への引上げ時以来の改正となります。平成27年には10%への引上げも計画されており、税収に占める消費税のウェイトもますます増加が見込まれています。このような変化が起こるタイミングにおいては、間税会への期待はますます大きく、果たすべき役割も重要であると認識しております。

大阪間連といましても国税ご当局のご指導のもと、セミナーや研究会の実施による正しい税知識の普及、啓蒙活動などを通じて、円滑な税率アップの実施・定着を推進してまいりたいと存じます。さらにe-Taxの普及・利用促進、適正な納税や滞納防止につきましても、活動を続けてまいり所存であります。

大阪間連は他間連とは異なり基盤が脆弱ではありますが、上記のような活動を通じて、会員の増強や組織の活性化を図ってまいりたく、全間連の皆さまのより一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

日発生の東日本大震災、加えて東京電力福島第一原子力発電所の事故で、地区の太平洋沿岸は甚大な被害を蒙りました。もちろん当該地区の間税会会員も同様の被害を受けました。

その節は、全国の間税会の皆様から、物心両面にわたる多大なご支援をいただき、ありがとうございました。改めてお礼を申し上げます。

私たちが関係する消費税は、今後、国の税収の中での基幹税目として、今まで以上に重要な位置を占めるわけですが、仙台局間連の活動としては、今まで通り、消費税等に関する啓発・広報、e-Tax（国税電子申告・納税システム）の一層の周知徹底及び利用促進への取り組み、青年部、女性部の結成促進を含めた組織の拡大強化と財政基盤の確立を図るとともに、今回の震災被災地間税会の一日も早い復興と間税会活動再開への支援を行いたいと考えております。

全間連の皆様の、今後のご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

間税会連合会及び広島、山口、岡山、島根、鳥取県下の50の単位会で組織されています、会員数の推移を過去に遡ってみると、平成18年度の10,097人を最高として以来減少に転じていきましたが、平成23年度から毎期着実に増加してきており、平成25年4月1日現在 会員数は8,483人となりました。

広島局間連は、会員数を早期に9,000人達成すべく、会員増強期間を設定し、活動しております。

本年4月の消費税増税が決定された中、間税会の役割はますます重要となってまいります。その為にも組織を拡大強化し、間税会の存在感を高めることが急務であることは言うまでもありません。

また、消費税納付の振替納税の推進、e-Taxを利用したダイレクト納付の推進などの広報活動推進へ取組んで行く所存であります。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

# 専務理事の退任挨拶

## 全国間税会総連合会

前専務理事 江川治美



私は、昨年9月に開催されました第40回通常総会におきまして、平成11年から14年間にわたり務めた専務理事を退任させていただきました。

私は元々、国税職員のOBで、全間連と関わり合いを持ったのは、全間連の創立の前年の昭和47年ですので、全間連とのお付き合いは41年になります。といいますのも、当時私は、国税庁間税部消費税課（現在は、課税部消費税室）に在籍し、物品税担当の係長をしていました。当時の間税会は、物品税の関係事業者で組織する会でしたので、物品税担当係長の私が国税側の窓口として、全間連の創立に向けての準備段階から支援をし、創立総会にも立ち会いました。

その後、私は国税庁から転任しましたが、大蔵省（現在は財務省）主税局では間接税担当の課長補佐、関東信越国税局では消費税課長や税務署長などの場で、間税会との繋がりを持っていました。

このような間税会との縁もありまして、国税の職場を退職した後、当時の全間連会長の古岡勝様（初代の会長で、平成17年にご逝去）から、ぜひ、専務理事として全間連に来てほしいとの強い要請を受けて、全間連に参りました。

全間連に参りまして、それまで、国税職員の立場で思い描いていた間税会と、現実の間税会の実態とはかなりかけ離れた面もあり、戸惑うことも多々ありましたが、幹部役員さんたちの利害を抜きにした間税会への熱い思いを知るにつけ、私も及ばずながら間税会の円滑な運営、充実発展のために力を尽くそうと心に決めました。

そしてまず、私自身で、間税会はどのような理念の下に、何を目的として活動をする会なのかを、確りと理解することが基本であるという思いから、東京局間連を中心

とした幹部役員の方々と勉強会を設けて議論を重ね、1年かけて「今後における間税会のあり方等について」という報告書を取りまとめました。私は、この報告書に織り込まれた考え方や活動方針などを指針としながら、全間連の運営に携わってまいりました。（「今後における間税会のあり方等について」の報告書は、平成14年9月15日発行の全間連会報第95号に全文が掲載されています。）

この報告書に織り込まれている全間連の具体的な活動としましては、会員を対象とする充実した研修会、講演会、見学会などの実施は当然のこととして、間税会を世に広くアピールし、間税会の存在感を示す活動にもっと力を注いで行こうということにあります。

その一つ目は、「税の標語」の募集活動です。私が全間連に参りました当時の応募点数は、毎年、1,000点になるかならないかという状況でしたが、その後の各間税会の頑張りにより、本年度は23万点までに増加しました。

その二つ目は、「世界の消費税」図柄刷込みクリアーファイルの作成・配布です。これは、平成13年度に3万枚から始めましたが、本年度では75万枚までに増えました。

その三つ目は、税制提言です。消費税の税率引上げの動きが強まる中、望ましい消費税のあり方などについて、物品税時代の経験や海外税制視察の事績などを踏まえた提言を続け、税制当局から高い評価を得てています。

今後におきましても、これらの活動は、全間連の基幹となる事業として、特段の力を注いでいくべきものと思っています。

消費税の税率は、本年4月から段階的に10%に引き上げられることになり、消費税は所得税・法人税をはるかに上回る税収をもたらす一番の基幹税になるという新時代に入ります。

このような時代背景の下、消費税は全間連が提言し、定着に努めてきたという経緯も踏まえ、今後更に、消費税の啓発広報活動などに力を注ぎ、さすが消費税の間税会と世の評価を高め、存在感のある会になることを期待いたしまして、私の退任の挨拶とさせていただきます。

# 専務理事の就任挨拶

## 全国間税会総連合会

専務理事 吉田一宗



平成25年9月19日に開催された全国間税会総連合会の「第40回通常総会」において、14年間務めてこられた「江川治美前専務理事」の後任として専務理事に就任させていただきました「吉田一宗」と申します。

大変、微力ですが、間税会の役員や会員の皆様のサポート役として尽力してまいりたいと考えておりますので、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

専務理事に就任し既に4か月余りが経過しました。その間、江川前専務や間税会に長く貢献されておられる副会長の皆様から、間税会の現状や課題等について色々とご教示をいただき、専務理事として緊張感と不安感を持

ちながら、かつ、その職責の重さを痛感しつつ、毎日を過ごしているところです。

間税会は消費税を中心とした間接税の納税者で組織する団体であり、その理念は“円滑な税務運営に協力する”ことを基本とするというものです。

消費税率については、本年4月から8%に引き上げられ、来年10月1日から10%に引き上げられることが予定されております。消費税の税率引上げに伴い、消費税の会でもある間税会の役割は、益々、高まってくると思いますし、間税会の活動の重要性も、強く求められてくるものと考えられます。

したがって、微力ですが、間税会の役員や会員の皆様のご理解とご協力をいただきながら、間税会の組織強化と活動強化に努めるほか、消費税の税率引上げが、国民の皆様の理解を得ながら円滑に行われるよう、引き続き、広報活動に力を入れるなど、間税会の益々の発展に尽力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

# 平成25年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告Q&A

## 所得税及び復興特別所得税額の計算のしくみ

Q 所得税及び復興特別所得税額の計算のしくみについて教えてください。

A 所得税及び復興特別所得税額の計算のしくみは、次のようになっています。

### 1 所得税及び復興特別所得税の確定申告

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。

### 2 所得税及び復興特別所得税のしくみ

所得が1種類のみで納める税金が発生する場合の計算の流れは、次のようになります。

- (1) 「収入金額」から「収入から差し引かれる金額」を差し引いて、「所得金額」を求めます。
- (2) 「所得金額」から「所得から差し引かれる金額（各種所得控除）」を差し引いて、「課税される所得金額」を求めます。
- (3) 「課税される所得金額」に「所得税の税率」を乗じて、「所得税額」を求めます。
- (4) 「所得税額」から「所得税額から差し引かれる金額（配当控除や（特定増改築等）住宅借入金等特別控除など）」を差し引いて、「所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の所得税額」（基準所得税額）を求めます。
- (5) この「基準所得税額」に2.1%を乗じて「復興特別所得税額」を求めます。
- (6) (4)と(5)を合計した金額から「所得税及び復興特別所得税の額から差し引かれる金額（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額など）」を差し引いて、「所得税及び復興特別所得税の申告税額」を求めます。

### 3 所得の種類と課税方法

所得は、その発生形態などに応じて10種類に分類されその種類に応じて課税方法が異なります。

- (1) 総合課税（総合）とは、確定申告により、他の所得と合算して税金を計算する制度です。

(2) 申告分離課税（申告分離）とは、確定申告により、他の所得と分離して税金を計算する制度です。

(3) 源泉分離課税（源泉分離）とは、他の所得とは関係なく、所得を受け取るときに一定の税額が源泉徴収され、それで全ての納税が完結する制度です。上記の表の「例示」欄に掲げる所得のほか、金投資（貯蓄）口座の所得なども源泉分離課税の対象とされています。

## 所得税の税率等の種類

Q 確定申告において適用される所得税の税率について教えてください。

A 所得税の税率は、原則として超過累進税率を適用して税額を計算します。ただし、次のような税率の特例があります。

- (1) 山林所得の課税の特例
- (2) 変動所得及び臨時所得の平均課税
- (3) 土地建物等の譲渡に係る短期譲渡所得の課税の特例
- (4) 土地建物等の譲渡に係る長期譲渡所得の課税の特例
- (5) 上場株式等に係る配当所得の課税の特例
- (6) 申告分離課税の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例
- (7) 申告分離課税の先物取引に係る雑所得等の課税の特例

## 確定申告をしなければならない人

Q どのような人が確定申告をしなければならないのでしょうか。

A どのような場合に確定申告をしなければならないかについて、次の4つの場合に分けて説明します。

### 1 事業所得や不動産所得等がある人の場合

平成25年分の各種の所得金額の合計額から基礎控除その他の所得控除を差し引いて課税される所得金額を求め、その金額に所得税の税率を乗じて計算した所得税額から配当控除額を差し引いて残額のある人は、平成25年分の確定申告をしなければなりません。

### 2 給与所得がある人の場合

給与所得者の大部分の人は、「年末調整」により所得税及び復興特別所得税が精算されますので確定申告をする必要はありません。

ただし、平成25年分の各種の所得金額の合計額から基

種類	例示	課税方法
事業所得 (営業等・農業)	商・工業、自由職業などの自営業から生ずる所得 事業規模で行う株式等を譲渡したことによる所得	総合 申告分離
不動産所得	土地や建物などの貸付けから生ずる所得	総合
利子所得	公社債や預貯金の利子などの所得 国外で支払われる預金等の利子などの所得	源泉分離 総合
配当所得 (確定申告不要制度あり)	法人から受ける剰余金の配当などの所得（申告分離課税を選択したもの除く） 上場株式等に係る配当等で申告分離課税を選択したものの所得 特定目的信託の社債的受益権の収益の分配などの所得	総合 申告分離 源泉分離
給与所得	給料、賃金、賞与などの所得	
公的年金等	国民年金、厚生年金、公務員の共済年金などの所得	総合
雑所得 その他	原稿料や講演料など他の所得に当てはまらない所得	
	業（事業規模を除く）として行う株式等を譲渡したことによる所得 一定の割引債の償還差益などの所得	申告分離 源泉分離
譲渡所得	ゴルフ会員権などを譲渡したことによる所得 土地や建物などを譲渡したことによる所得	総合 申告分離
一時所得	生命保険の一時金などの所得 一定の一時払養老保険の所得など	総合 源泉分離
山林所得	山林（立木）を伐採して譲渡したことによる所得	
退職所得	退職金、一時恩給などの所得	申告分離

基礎控除その他の所得控除を差し引いて課税される所得金額を求め、その金額に所得税の税率を乗じて計算した所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を差し引いて残額のある人で、次のいずれかに当てはまる人は、確定申告をしなければなりません。

- (1) 平成25年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
  - (2) 給与を1か所から受けていて、給与所得及び退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える人
  - (3) 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、給与所得及び退職所得以外の各種所得金額との合計額が20万円を超える人
- ただし、給与所得の収入金額の合計額から雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く所得控除の合計額を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに、給与所得及び退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円以下の人は、確定申告をする必要はありません。
- (4) 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに、貸付金の利子、店舗や工場などの賃貸料、機械や器具の使用料などの支払を受けた人
  - (5) 平成25年中の給与について、災害減免法により所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人
  - (6) 在日の外国公館に勤務する人や家事使用人の人など

で、給与の支払を受ける際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収されることとなっている人

### 3 公的年金等に係る雑所得のみがある人の場合

平成25年分について、所得が公的年金等に係る雑所得のみの人で、公的年金等に係る雑所得の金額から基礎控除その他の所得控除を差し引いて残額のある人は、申告をしなければなりません。

※公的年金等の収入金額が400万円以下である場合は、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

### 4 退職所得がある人の場合

退職所得については、退職金の支払を受ける際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合には、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収することとされているため、通常は、確定申告をする必要はありません。

しかし、外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある場合は確定申告をする必要があります。

また、退職所得を申告しなくてよい人でも、前記の1から3の確定申告をしなければならない人は、退職所得以外の所得については申告しなければなりません。

なお、退職所得を除く各種所得金額の合計額から所得控除を引くと赤字となる場合など退職所得を含めて申告することにより、退職所得から源泉徴収された所得税及び復興特別所得税について、税金の還付を受けられることがあります。

申告の内容	提出する申告書					
	A様式		B様式		別表	
	一表	二表	一表	二表	三表	四表
					(一)	(二)
1 申告する所得が①給与所得、②雑所得、③配当所得、④一時所得だけの場合(※)	○	○				
2 所得の種類にかかわらず、どなたも使用できる様式			○	○		
3 分離課税の所得がある場合(下記4から7に該当する場合を除きます。)			○	○	○	
4 青色申告者がその年分の純損失のみ繰り越す場合			○	○		○
5 その年分の雑損失のみ翌年以後に繰り越す場合			○	○		○
6 前年からの繰越損失額があり、かつ、翌年以後への繰越損失がある場合			○	○		○
7 純損失のうちに翌年以後に繰り越す変動所得の損失額、被災事業用資産の損失額がある場合			○	○		○
8 修正申告で総合課税の所得のみがある場合			○			○
9 修正申告で分離課税の所得がある場合			○		○	○

※予定納税額のある人や変動所得・臨時所得について平均課税を選択する人はB様式を使用します。

### 平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告から適用される主な改正事項

Q 平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告から適用される主な改正事項について教えてください。

A 平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告から適用される主な改正事項は次のとおりです。

1 平成25年から平成49年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。

復興特別所得税は、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算します。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。

2 給与等の収入金額から差し引かれる給与所得控除

額について、その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合には、245万円を上限とすることとされています。

3 給与所得者の特定支出控除について、次のとおり改正が行われています。

- ・特定支出の範囲に、弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費や勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費等で65万円を限度）が追加されています（勤務先によって証明されたものに限ります。）。
- ・特定支出控除の適用判定の基準が給与所得控除の2分の1（最高125万円）（平成24年分以前：給与所得控除額の総額）に緩和されています。

4 特定役員退職手当等の退職所得の金額について、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額とされています。

5 電子証明書等特別控除について、適用期限（平成24年分）の到来をもって廃止されています。

# 平成25年分 消費税の確定申告Q&A

## 消費税及び地方消費税の確定申告が必要な方

Q 個人事業者で平成25年分の消費税及び地方消費税の確定申告が必要なのはどのような人ですか。

A 平成25年分の消費税及び地方消費税の確定申告が必要な個人事業者は、次の方です。

(1) 基準期間(平成23年分)の課税売上高が1,000万円を超える方

(2) 基準期間(平成23年分)の課税売上高が1,000万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方

(3) (1)、(2)に該当しない場合で、特定期間(平成24年1月1日から6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超える方。なお、特定期間における、1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

(注1) (1)から(3)のいずれかに該当する方は、平成25年分の課税売上高が1,000万円以下であっても確定申告が必要です。

(注2) 平成23年分の課税売上高が1,000万円以下で、平成24年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出していない方、また、上記(3)にも該当しない方は、免税事業者ですので、確定申告をすることはできません。そのため、平成24年中に設備投資等を行い、確定申告をすれば還付税額が発生するような場合であっても、還付を受けられません。

Q 基準期間(平成23年分)の課税売上高はどのように計算するのですか。

A 課税売上高とは、消費税が課税される取引の売上金額(消費税額及び地方消費税額を除いた税抜金額)と輸出取引等の免税売上金額の合計額からこれらの売上げの返品、値引や売上割戻し等に係る金額(消費税額及び地方消費税額を除いた税抜金額)の合計額を控除した残額をいいます。

(注) 基準期間の課税売上高には輸出取引等の免税売上高が含まれますが、これには消費税等相当額が含まれていませんから、税抜計算することなく、免税売上高そのものを加算することになります。

なお、免税事業者の売上げには、消費税等相当額が含まれていませんので、基準期間(平成23年分)が免税事業者の場合、その売上げ(非課税売上等を除きます。)が、そのまま基準期間(平成23年分)の課税売上高となります(税抜処理は必要ありません。)。

## 消費税の納付税額の計算

Q 消費税の納付税額はどのように計算するのですか。

A 消費税の納付税額は、その課税期間の課税標準額に対する消費税額から、その課税期間の課税仕入れ等に係る消費税額を控除することにより計算します。

$$\text{納付税額} = (\text{課税標準額に } ) - (\text{課税仕入れ等に } )$$

## 課税標準額

Q 課税標準額はどのように計算するのですか。

A 課税標準額は、税額計算の基礎となるもので、課税取引の売上金額を基に、原則として税込みの課税売上高に100/105を掛けて計算します(千円未満の端数切捨て)。

$$\text{課税標準額} = \text{税込課税売上高} \times 100/105$$

## 課税標準額に対する消費税額の計算

Q 課税標準額に対する消費税額の計算はどのように行うのですか。

A 課税標準額に消費税率(4%)を掛けて計算します。

$$\text{課税標準額に対する消費税額} = \text{課税標準額} \times 4\%$$

## 課税仕入れ

Q 課税仕入れについて説明してください。

A 課税仕入れとは、事業者が事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいいます。したがって、棚卸資産の購入だけでなく、事業用に供する建物、機械や消耗品の購入、修繕費の支出、商品運搬用の自動車の燃料代なども課税仕入れに含まれます。

なお、免税事業者や消費者からの棚卸資産の購入等も課税仕入れに含まれます。

Q 控除対象仕入税額の計算方法について説明してください。

A 控除対象仕入税額の計算方法は、簡易課税制度を選択している事業者と、選択していない事業者とで異なります。

また、簡易課税制度を選択していない場合の控除対象仕入税額は、その課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合は、課税仕入れに係る消費税額と課税貨物の引取りに係る消費税額の全額を控除できますが、その課税期間中の課税売上額が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合は、個別対応方式又は一括比例配分方式により計算した金額となります。

なお、課税仕入れに係る消費税額は、原則として税込みの課税仕入高に4/105を掛けて計算します。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額} = \text{税込課税仕入高} \times 4/105$$

簡易課税制度を選択している場合の控除対象仕入税額の計算方法については、以下で説明します。

## 簡易課税制度

Q 簡易課税制度について説明してください。

A 簡易課税制度とは、その課税期間の課税標準額に対する消費税額から売上対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した後の金額に、第一種事業から第五種事業までの事業区分ごとのみなし仕入率(下記参照)を掛けて計算した金額を、控除する課税仕入れ等に係る消費税額とみなす制度で、基準期間(平成23年分)の課税売上高が5,000万円以下で、かつ、「消費税

「簡易課税制度選択届出書」を平成24年12月末までに提出している方限り適用できます。

事業区分	みなし仕入率	該当する事業
第一種事業	90%	卸売業
第二種事業	80%	小売業（製造小売業を除く。）
第三種事業	70%	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業（製造小売業を含む。）
第四種事業	60%	その他の事業（飲食サービス業、金融・保険業など）
第五種事業	50%	不動産業、運輸通信業、サービス業（飲食サービス業を除く。）

Q 簡易課税制度による控除対象仕入税額の計算方法について説明してください。

A 簡易課税制度による控除対象仕入税額の計算の概要是次のとおりです。

### 1 1種類の事業のみを行う専業者の場合

1種類の事業のみを行う専業者の場合には、次の算式によって控除対象仕入税額を求めます。

$$\text{控除対象仕入税額} = \left( \frac{\text{課税標準額に}}{\text{対する消費税額}} - \frac{\text{売上対価の返還等}}{\text{に係る消費税額}} \right) \times \text{みなし仕入率}$$

### 2 2種類以上の事業を兼業している事業者の場合

2種類以上の事業を兼業している場合のみなし仕入率は、原則として、兼業しているそれぞれの事業のみなし仕入率を加重平均して求めることになりますが、2種類以上の事業を兼業している場合であっても、1種類の事業の課税売上高が全体の課税売上高の75%以上を占める場合又は2種類の事業の課税売上高の合計が全体の課税売上高の75%以上を占める場合には、控除対象仕入税額の計算に当たっての特例制度（75%ルール）が設けられています。

2種類以上の事業を兼業している場合の控除対象仕入税額の計算方法は、具体的には次のようにになります。

ただし、売上対価の返還等に係る消費税額がそれぞれの事業に係る消費税額を超える場合や貸倒回収に係る消費税額がある場合には、次によることはできません。

#### (1) 原則的な計算方法

$$\begin{aligned} \text{控除対象仕入税額} &= \text{第一種事業の消費税額} \times 90\% \\ &+ \text{第二種事業の消費税額} \times 80\% \\ &+ \text{第三種事業の消費税額} \times 70\% \\ &+ \text{第四種事業の消費税額} \times 60\% \\ &+ \text{第五種事業の消費税額} \times 50\% \end{aligned}$$

#### (2) 1種類の事業の課税売上高が全体の75%以上である場合の計算方法

2種類以上の事業を兼業している事業者で、その課税期間における特定の1種類の事業の課税売上高が全体の課税売上高の75%以上である事業者については、その75%以上を占める事業のみなし仕入率を全体に適用することができます。

なお、75%以上であるかどうかは売上対価の返還等の金額を控除した後の金額（税抜き）により判定します。

$$\text{控除対象仕入税額} = \left( \frac{\text{課税標準額に}}{\text{対する消費税額}} \right) \times \left( \frac{75\% \text{以上を占める事業}}{\text{みなし仕入率}} \right)$$

#### (3) 2種類の事業の課税売上高の合計が全体の75%以上である場合の計算方法

3種類以上の事業を兼業している事業者でその課税期間における特定の2種類の事業の課税売上高の合計が全体の課税売上高の75%以上である事業者については、合計で75%以上を占める2業種のみなし仕入率のうち低い方のみなし仕入率をこれらの2事業以外の事業にも適用できます。

（例）事業区分ごとの課税売上高の合計額に占める割合が、

$$\begin{cases} \text{第一種事業} & 35\% \\ \text{第二種事業} & 45\% \\ \text{第三種事業} & 20\% \end{cases}$$

の場合

$$\text{控除対象仕入税額} = \text{第一種事業の消費税額} \times 90\%$$

$$+ \left( \frac{\text{各事業の消費税額}}{\text{税額の合計額}} - \frac{\text{第一種事業の消費税額}}{\text{税額の合計額}} \right) \times 80\%$$

なお、簡易課税による控除対象仕入税額の計算については、事業区分が適切に行われていれば、確定申告書に添付する付表を利用して計算することができます。

Q 簡易課税制度の適用について注意すべき点を教えてください。

A 簡易課税制度を選択していても基準期間（平成23年分）の課税売上高が5,000万円を超える方は、簡易課税制度を適用することができませんので、「消費税及び地方消費税の確定申告書（一般用）」で申告する必要があります。

この場合、課税仕入れ等に係る消費税額の控除を受けるためには、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び請求書等の両方の保存が必要となります。

なお、簡易課税制度選択届出書を提出している方は、①基準期間の課税売上高が5,000万円を超え、簡易課税制度の適用ができなくなった場合、②基準期間の課税売上高が1,000万円以下となり免税事業者となった場合であっても、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出している場合を除き、①再び基準期間の課税売上高が5,000万円以下となったとき、②再び課税事業者となったときには、簡易課税制度を適用して申告を行うことになりますので、注意してください。

## 地方消費税の税額の計算

Q 地方消費税の税額の計算はどのように行うのですか。

A 地方消費税の納付税額の計算は、消費税の納付税額に25%を掛けて計算します。

ただし、税率に関する経過措置により旧税率で消費税が課税される取引を除きます。

$$\text{地方消費税の納付税額} = \text{消費税の納付税額} \times 25\%$$

## 所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税の申告・納付期限

平成25年分の所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税（個人事業者）の確定申告、納付の期限は次のとおりです。

所得税及び復興特別所得税 平成26年3月17日（月）

消費税及び地方消費税 平成26年3月31日（月）

期限内に申告や納付をしなかった場合には、加算税や延滞税がかかることがありますのでご注意ください。

また、納税は振替納税が便利ですので、是非、ご利用されることをお勧めします。新たに振替納税をご利用になる場合は、申告期限までに所轄の税務署又は、ご利用先の金融機関に「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出してください。

なお、平成25年分の所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税の納付に振替納税をご利用された場合の振替日は、次のとおりです。

所得税及び復興特別所得税 平成26年4月22日（火）

消費税及び地方消費税 平成26年4月24日（木）

（注）振替納税は、申告期限までに確定申告書及び預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書を提出された場合に限り、ご利用いただけます。

また、転居等により申告書の提出先税務署が変更となった方は、新たに振替納税の手続が必要となります。

# 税を考える週間

毎年11月11日から17日までの「税を考える週間」は、国民各層に、税の仕組みや目的などについて考えていただき、国の基本となる税に対する理解を一層深めてもらうとともに、税務行政に対する理解及び納税道義の高揚を図ることを目的として、集中した広報活動を実施する週間です。

間税会におきましても、国民の皆様に税を知り、税について考えていただくためのいろいろの行事を各地で実施しました。

## 京橋間税会（東京）

### —歌舞伎座の変遷—

11月8日 京橋税務署において、特別講演会を開催した。講師には歌舞伎座舞台係顧問 金田栄一先生を迎えて「歌舞伎座の変遷」について講話されました。



初代歌舞伎座は西洋風建築で、近くに帝国劇場が建てられたことに対抗し、現在の様式に改まり、今年落成した新歌舞伎座の舞台や花道の寸法は一切変わっていません。

これは、歌舞伎は役者主体の劇であり、役者が舞台の寸法を全て体得しているため等、豊かな講演内容でした。

## 北沢間税会（東京）

### —公開講演会「地球のステージ」—



12月3日 第10回になる講演会を北沢タウンホールにて開催しました。本年の開催コンセプトは「考える講演会」から「感じる講演会」へ。

宮城県名取市にて開業医を営む桑山紀彦氏がナビゲートした「地球のステージ」は、「感じて欲しい、恵まれていることに気づいていない“あなた”へ。明るくたくましく生きている真の姿の大切さを」というキャッチフレーズの講演で、音と映像と語りによる、まさに「感動」する素晴らしい内容でした。

さらに、恒例となったチャリティー金を世田谷区社会福祉協議会に贈呈しました。

## 玉川間税会（東京）

### —税のアンケート街頭広報—

11月13日 田園都市線「二子玉川」駅前で「税のアンケート」街頭広報を、国税局幹部と署幹部の方々にもお手伝いをいただき開催しました。14時の開始と同時にアンケート調査を実施し、ささやかな花と税務関係資料を配布しましたが、当日は北



風が強く寒さもあって、協力していただける方も多くはありませでしたが、それでも皆様のご尽力で約500件のアンケートを回収しました。

## 荻窪・杉並間税会（東京）

### —杉並納税街頭キャンペーン—



11月3日 第5回「杉並納税街頭キャンペーング」が開催されました。杉並区役所前でのオープニング・セレモニーの後、日本大学鶴が丘高等学校吹奏学部による華やかなマーチングバンドによるパレードは都税事務所前を出発し、沿道の観客の声援を受けながら1時間かけて杉並公会堂まで行進しました。

田中杉並区長をはじめ主催する団体長等が道ゆく人たちに納税意識の高揚を呼びかけ、荻窪・杉並間税会は、「世界の消費税」クリアーファイルを配布し、準備した数千枚が数十分でなくなったことに関係者一同、区民の税に対する関心の高さを実感しました。

## 練馬西間税会（東京）

### —「イータックスと消費税」のPR活動—



11月13日 西武池袋線「大泉学園駅」で、恒例の署と会の共同PRキャンペーンを実施しました。署の幹部の方々及び会員は、全員が会のベストを着用し、通行中の方々に「世界の消費税」クリアーファイルと税のチラシを配布しPR活動を行いました。

## 荒川間税会（東京）

### —フリーマーケットでの「税金クイズ」—

10月6日 荒川遊園地公園内フリーマーケットで、「税金クイズ」「税の無料相談」を実施し、署からは、幹部の方々が激励に来られました。



会場は、満点の解答に喜ぶ人、子供連れて立ち寄る人で、それが問題に真剣に取り組み、大盛況のうちに予定どおり終了しました。

## 市川間税会（東京）

### —「イータックスと間税会」のPR活動—



10月6日 市川駅北口において、市川まつりの中で「e-Taxと間税会」のPR活動を行いました。署の幹部の方々にも参加していただき、e-Tax関連のチラシと「世界の消費税」クリアーファイル1,500枚を配布しました。

二部として、署の副署長・中小企業診断士による「税のセミナー」の開催や「税の標語」の表彰式を行い、管内のショッピングセンター2ヶ所において「表彰作品の展示」を行いました。

## 船橋間税会（東京）

### —「税金クイズラリー」—

11月17日 インモール船橋において、第18回「市民のための税金教室」を開催しました。

幅広い年齢層の船橋市民を対象に税の認識を深めてもらうため、今年も当会は「税金クイズラリー」と「中学生の税の標語」展示コーナーを担当しました。

親子連れを中心にたくさんの来場者が税金クイズにチャレンジし、お菓子やジュース、日用雑貨などの景品が当たる三角くじに行列ができるほど盛況でした。



## 札幌東間税会（北海道）

### —e-Taxを横断幕で掲示—

11月5日から11月18日までの間、札幌市白石区菊水6条4丁目の菊水円形横断歩道橋に「e-Tax利用促進」に関する横断幕を札幌駅方向と新札幌方向に1枚づつ掲示し

ました。この横断歩道橋付近は、車の往来が多く、また目立つ場所でもあり、横断幕のアピール効果はとても大きいものでした。



## 高知間税会（四国）

### —「税の標語」の掲示—

11月12日 高知市中心部にある帯屋町商店街において、税の街頭広報を行いました。

当日は、天気にも恵まれ、署幹部の方々にも会のタスキを掛けてお手伝いいただきました。

税金クイズ及び「世界の消費税」クリアーファイルと一緒にキャッチフレーズ「消費税 活かすみんなの間税会」入りのボールペンを大勢の通行人に配布し、税の広報に努めました。

また、インモール高知で開催された「税に関する作品展」に「税の標語」も掲載し、多くの来場者にご覧いただきました。



## 博多間税会（福岡）

### —博多駅前での街頭広報—

11月14日 JR博多駅博多口駅前広場で、税務広報チラシ・「世界の消費税」クリアーファイル及びシャボン玉を1セットとして2,000部配布しました。

当日は、局・署の幹部の方々及び役員等25名の出席を得、そろいのハッピで街頭広報を行い約40分で終了しました。

駅前で忙しそうな通行人が多いなか、配布者の熱意が伝わり受け取っていただく方が多く、「間税会とは・・・」「消費税の使途は・・・」などの質問にも丁寧に対応するなど、例年にも増して配布がスムーズに運びました。



# 平成26年4月1日から消費税率が引き上げられます。

平成26年4月1日から消費税（地方消費税を含む。）の税率が8%に引き上げられます。

消費税の①転嫁に関する問合せ、②広告・宣伝に関する問合せ、③総額表示に関する問合せ、④便乗値上げに関する問合せは、政府共通の相談窓口「消費税価格転嫁等総合相談センター」で受け付けています。

【専用ダイヤル】 0570-200-123 (受付時間: 平日9:00~17:00 (平成26年3月・4月は土曜日も受け付けます。))

【ホームページURL】 <http://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)

# 平成25年度「税の標語」優秀作品決定

「税の標語」の募集は、平成5年から実施していますが、第21回目となる本年度も、一般財団法人大蔵財務協会の後援の下に昨年9月10日を募集期限として、間税会会員、その家族や知人などのほか、小・中学校及び高等学校を通じてその生徒、さらには、インターネットにより、広く一般の方を対象にして募集した結果、前年度(194,250点)より40,017増の234,267点にのぼる多数の応募がありました。

この応募作品について、広報委員を中心とした選考委員会における厳正な審査を経て、最優秀作品1点、優秀作品4点、佳作作品10点、合計15点の優秀作品が決まりました。

「税の標語」の発表会と表彰式は、「税を考える週間」中の昨年11月14日(木)に、東京・築地 松竹株式会社(大谷会長の会社)において行われ、最優秀作品の岡部裕美様(岐阜市立長森中学校)に、大谷会長から表彰状と記念品が贈られました。

この日には、東京局間連の表彰式もあわせて行われました。

「税の標語」の優秀作品は、全間連のインターネットホームページにも掲載されています。



## 最優秀

### 消費税 暮らしに福祉に 子育てに

岐阜市立長森中学校 岡 部 裕 美

## 優秀

### 学校 交番 救急車 みんなの税が 支えている

横浜市立磯子小学校 新 井 遙 花

活かされる 暮らしに福祉に 消費税

松阪市 市 野 勳

消費税 僕らができる 社会参加の第一歩 藤岡市立東中学校 久 保 大 地

税金で 支えられてる私たち 支えているのも私たち

相模原市立相模丘中学校 松 永 七 海

## 佳作

### みんなが負担消費税 社会を支える応援団

敦賀市 磯 見 和 彦

やってみて 便利さ解かる e-Tax

伊賀市 中 井 秀 幸

税金の 役割知って 国を知る

町田市立南大谷中学校 布 施 泉

もうより 納める側に なりたいな しっかり働け 未来のわたし

中野区立緑野中学校 水 落 深 月

税金を 知ろう学ぼう 考えよう

明治学院高等学校 柳 原 杏 実

### もっと知ろう 国の財政と 消費税

練馬区立三原台中学校 川 越 健 人

消費税 ぼくもわたしも 納税者

横浜市立保土ヶ谷中学校 福 田 十 三

支え合う 日本と未来 守るために わたしとあなたの納税で

墨田区立両国中学校 本 泽 聖 生

高めよう 税への知識と 納める意識

丹波市 村 岡 孝 司

消費税 誰もができる第一歩 社会参加と国づくり

佐賀市 吉 田 隆 行

10月23日(火) 財務大臣・国税庁長官納税表彰式 東京

10月29日(火) 民主党「税制改正要望等ヒアリング」 東京

11月6日(火) 自由民主党「税制改正要望等ヒアリング」 東京

11月14日(木) 「税の標語」優秀作品発表会・表彰式 東京

11月20日(水) 消費税中央セミナー 東京

1月10日(金) 企画会議 事務局

## 全間連の主な動き (25. 9. 15~26. 1. 10)

9月15日(日) 全間連会報第128号発行

9月19日(木) 正副会長会議、常任理事会、第35回青年部・  
第32回女性部通常総会、第40回通常総会、  
創立40周年記念式典 東京

10月2日(水) 大阪局間連総会 大阪  
10月18日(金) 「税の標語」最終選考会 事務局